

見附市選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

令和7年6月25日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

登録の移替えをしない期間

令和7年6月25日から令和7年7月20日まで